

令和6年度自家用電気工作物の保安管理業務に関する仕様書

令和6年3月

長野県松本工業高等学校

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 目 的

本仕様書は、長野県松本工業高等学校長（以下「委託者」という。）が設置した自家用電気工作物の令和6年度保安管理業務に関する委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

受託者は、本仕様書に基づき設備及び運営に支障のないように保安管理業務を実施する。

2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は別に掲げる事業所で次に掲げる電気工作物とする。

- | | | | | |
|-----|-----------|----------------|-------------|-----------|
| (1) | 事業所の名称 | 長野県松本工業高等学校 | | |
| (2) | 事業所の所在地 | 松本市筑摩4-11-1 | | |
| (3) | 電気設備の概要 | | | |
| | 需要設備容量 | 受電電圧 6 6 0 0 V | 受電設備容量 | 6 0 0 KVA |
| | 非常用予備発電装置 | 発電電圧 V | 発電容量 | KVA |
| | 発電所 | 発電電圧 V | 発電容量 | KVA |
| (4) | 添付図書 | | | |
| | 別図1；付近案内図 | 別図2；使用区域平面図 | 別図3；高圧単線結線図 | |

3 経営の状況等

(1) 経営の状況

受託者は長野県内において連続して3年以上中部近畿産業保安監督部の承認を受けて、電気保安管理業を営み、その間の経営が健全であること。（直近2ヵ年の法人（または個人）事業税の納税証明書又は「長野県入札参加資格登録通知書」の写しを添付すること。）

(2) 労働者災害補償保険への加入

受託者は予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。（労働者災害補償保険証の写しを添付すること。）

(3) 提供する業務の品質保証

- ① 受注者は、規則第52条の2第1号に掲げる要件を満たす個人事業者（以下「電気管理技術者」という。）又は同条第2号に掲げる要件を満たす法人であること。
- ② 電気管理技術者は、他に職業を有している等の場合においても、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないものとする。
- ③ 第1号の法人は、平成25年1月28日付け20130107商局第2号（平成28年10月25日付け20161005商局第2号改正）経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通知「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（以下「内規」という。）第4（2）に掲げる事項を満たすものとする。

(4) 損害賠償の能力

受託者はこの契約の実施に当って故意または過失によって委託者または、第三者に与える恐れがある損害（委託者または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。（損害賠償保険に加入している場合はその保険証を添付すること。また加入していない場合は保証能力を証明できる書類、（貸借対照表等）を添付すること。）

(5) 事業への専念

受託者は電気保安管理業に専念し、他に職業を有しないこと。

(6) 非常災害時の措置

受託者は非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保できる体制を整備し、委託者に非常動員体制表を提出すること。

4 業務の内容等

(1) 保安業務の細目及び基準

保安管理業務の内容は別紙「保安管理業務の細目及び基準」によるものとする。

(2) 再委託の禁止

受託者は契約した業務の全部または一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、受託者が個人であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由がある場合は委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することが出来るものとする。

(3) 緊急時の対応

受託者は委託者に電気事故・故障が発生した場合、休祭日、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をするものとし、対象事業所へ45分以内に到達できること。

また、非常災害（台風・襲雷・地震等）への体制を提出して、災害時の復旧に協力すること。

(4) 絶縁監視装置の設置

委託者の指示がある場合、受託者は低圧電路の絶縁（漏電）を監視する為に絶縁監視装置を受託者の負担で設置し、これを維持管理すること。

(5) 保安管理業務を行う保安業務担当者の明確化

受託者は事業所ごとの保安業務担当者の「氏名」「生年月日」「主任技術者免状」の種類及び番号を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを委託者に対して明らかにすること。

(6) 点検結果の報告と記録の保存

受託者は点検終了後、委託者に点検実施者から報告するとともに記録を保存しなければならない。なお、やむを得ず代理者が行った場合は点検実施者となる。

5 安全の管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停送電操作を伴う作業、高圧活線近接作業、または高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 保護具、防護具の使用

受託者は高圧活線近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。またそのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。（労働安全衛生規則第343条）

受託者は保護具、防護具を定期的に（6ヶ月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。またその記録は委託者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。（労働安全衛生規則第351条）

6 測定器の管理

- (1) 受託者が業務に使用する測定機器は業務の適合性を保証するため適正に管理された機器でなければならない。
- (2) 受託者が業務に使用する次の測定機器は国家計量標準にトレース可能な方法で校正試験を実施すること。
- ① 交流電圧計 ② 交流電流計 ③ 絶縁抵抗計 ④ 接地抵抗計

- (3) 前項の測定機器の校正試験は次表のとおりとする。

測定機器名	校正試験の周期	備 考
交流電圧計	1 年	○継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれた交流電圧計、電流計を含む。
交流電流計	1 年	
絶縁抵抗計	1 年	
接地抵抗計	1 年	

- (4) 受託者は校正試験の結果を必要に応じ委託者に提出するものとする。また校正試験で合格した測定器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示すること。

7 保安教育

- (1) 受託者は委託者が行う従業員に対する電気工作物の保安に関する教育、又は、災害その他電気事故が発生した場合の教育訓練について委託者から要請があれば協力するものとする。
- (2) 受託者は電気工作物の保安に関する講習会を年 1 回以上開催するものとする。委託者の従業員は必要に応じて受講できるものとする。

8 その他

- (1) 経済産業局への申請、届出

見積入札の結果、受託者との契約が締結された場合は契約期間の開始日から 10 日以内に受託者の責任において手続き書類を作成し、中部近畿産業保安監督部長宛に必要な書類を速やかに提出しなければならない。(電気事業法第 42 条第 2 項、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項)

- (2) 上記 (1) の申請が 1 ヶ月以内に承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。
- (3) 受託者が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請、届出は必要のないものとする。